

川崎市指令環廃 第48号

許可番号 第05720038805号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目20番3号

氏 名 黒田興業 株式会社

代表取締役 黒田 知憲 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

令和6年5月31日

川崎市長

福田 紀彦 印



許可の年月日

令和6年6月1日

許可の有効期限

令和11年5月31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎、圧縮）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず、

(ウ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

以上3種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 圧縮に係るもの

(ア) 金属くず 以上1種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記入すること。）

別記1のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

令和6年6月1日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

別記1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種別及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 破砕施設 (破砕施設) (設置年月日 平成11年4月1日) (許可年月日 平成11年2月12日) (許可番号 第1066号)	20t/日 (廃プラスチック類) 198t/日 (金属くず) 90t/日 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	川崎市川崎区鋼管通 五丁目50番1ほか (住居表示:鋼管通五 丁目6番1号) (4854.73㎡)
イ 圧縮施設 (圧縮施設) (設置年月日 平成11年4月1日)	12.2t/日 (金属くず)	

(2) 施設の種別及び能力

施設の種別	処理能力	備考
破砕施設一式	198t/日	
圧縮施設一式	12.2t/日	

